

(參考資料 1)

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等:平成27年5月11日現在

福島県		出荷制限	摂取制限
原乳	2市6町3村 ^{※1}		—
非結球性葉菜類 (ホウレンソウ、コマツナ等)			1市5町2村 ^{※2}
結球性葉菜類 (キャベツ)	1市5町2村 ^{※2}		—
アブラナ科の花蕾類 (ブロッコリー、カリフラワー等)			—
カブ			—
原本木シタケ(露地栽培)	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、相馬市、南相馬市、田村市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、川俣町、浪江町、双葉町、大熊町、富岡町、楢葉町、広野町、葛尾村、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)		飯館村
原本木シタケ(施設栽培)	川俣町		—
原本木ナメコ(露地栽培)	伊達市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原本木シタケ(施設栽培)を除く。)		—
原本木ナメコ(露地栽培)	相馬市、いわき市		—
キノコ類 (野生のものに限る。)	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、会津若松市、喜多方市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、楢葉町、矢祭町、塙町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、広野町、楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鶴川村、北塩原村、昭和村、川内村、葛尾村、飯館村		南相馬市 いわき市 楢葉町
たけのこ	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、川俣町、三春町、広野町、楢葉町、新地町、大玉村、天栄村、西郷村、川内村、葛尾村		—
わさび (畑において栽培されたものに限る。)	伊達市、川俣町		—
うど(野生のものに限る。)	須賀川市、相馬市、広野町、川内村、葛尾村		—
くさそでつ(ごみ)	福島市、二本松市、伊達市、郡山市、田村市、相馬市、桑折町、国見町、川俣町、古殿町、三春町、楢葉町、大玉村、葛尾村		—
くさそでつ(ごみ) (野生のものに限る。)	南相馬市、会津美里町		—
こしあぶら	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、会津若松市、喜多方市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、楢葉町、矢祭町、塙町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、南会津町、広野町、新地町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鶴川村、北塩原村、昭和村、川内村、葛尾村		—
せんまい	二本松市、郡山市、須賀川市、田村市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、川俣町、楢葉町、大玉村、葛尾村		—
ぜんまい(野生のものに限る。)	広野町、大玉村		—
うわばみそう(野生のものに限る。)	須賀川市、国見町		—
たらのめ(野生のものに限る。)	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、川俣町、鏡石町、古殿町、塙町、磐梯代町、広野町、新地町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、鶴川村、川内村、葛尾村		—
ふき(野生のものに限る。)	桑折町、楢葉町、天栄村		—
ふきのとう(野生のものに限る。)	福島市、伊達市、田村市、相馬市、南相馬市、桑折町、国見町、川俣町、広野町、楢葉町、葛尾村		—
わらび	福島市、伊達市、喜多方市、南相馬市、いわき市、川俣町、楢葉町、鶴川村、葛尾村		—
わらび(野生のものに限る。)	二本松市、広野町		—
ウメ	南相馬市		—
ユズ	福島市、伊達市、南相馬市、桑折町		—
クリ	二本松市、伊達市、南相馬市		—
キウイフルーツ	南相馬市、福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉宇賀常、原町区高倉宇吹屋峰、原町区高倉宇七曲、原町区高倉宇森、原町区高倉宇木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字業師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。)		—
小豆	福島市(旧大笹生村の区域に限る。)、南相馬市(旧石神村の区域に限る。)(ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される小豆を除く。)		—
大豆	福島市(旧野田村、旧平野村、旧立子山村、旧佐倉村、旧水保村及び旧庭塚村の区域に限る。)、二本松市(旧小浜町及び旧浜川村の区域に限る。)、本宮市(旧和木沢村(白沢村)の区域に限る。)、須賀川市(旧長沼町の区域に限る。)、南相馬市(旧石神村の区域に限る。)、大玉村(ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される大豆を除く。)		—
米(平成23年産)	福島市(旧福島市及び旧小国村の区域に限る。)、二本松市(旧浜川村の区域に限る。)、伊達市(旧堀本村、旧柱沢村、旧富成村、旧掛田町、旧小国村及び旧月館町の区域に限る。)		—
米(平成24年産)	※3(ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される米を除く。)		—
米(平成25年産)	※4(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される米を除く。)		—
米(平成26年産)	※5(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される米を除く。)		—
米(平成27年産)	※6(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される米を除く。)		—
ヤマメ(養殖を除く。)	秋元湖、猪苗代湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの中の湖に流入する河川(支流を含む。)、太田川(支流を含む。)、新田川(支流を含む。)、日橋川のうち東京電力株式会社金川発電所の上流(支流を含む。)、真野川(支流を含む。)並びに福島県内の阿武隈川(支流を含む。)		新田川 (支流を含む。)
ウゲイ	秋元湖、猪苗代湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの中の湖に流入する河川(支流を含む。)、太田川(支流を含む。)、日橋川のうち東京電力株式会社金川発電所の上流(支流を含む。)、真野川(支流を含む。)並びに福島県内の阿武隈川(支流を含む。)		—
ウナギ	福島県内の阿武隈川(支流を含む。)		—
アユ(養殖を除く。)	真野川(支流を含む。)、新田川(支流を含む。)及び福島県内の阿武隈川のうち信夫ダムの下流(支流を含む。)		—
イワナ(養殖を除く。)	秋元湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの中の湖に流入する河川(支流を含む。)、阿賀川の支流、長瀬川(彦川との合流点から上流の部分に限る。)並びに福島県内の阿武隈川(支流を含む。)		—
コイ(養殖を除く。)	秋元湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの中の湖に流入する河川(支流を含む。)、阿賀川のうち大川ダムの下流(支流を含む。)ただし、東京電力株式会社金川発電所の上流及び片門ダムの上流を除く。)、長瀬川(彦川との合流点から上流の部分に限る。)並びに福島県内の阿武隈川(支流を含む。)		—
フナ(養殖を除く。)	秋元湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの中の湖に流入する河川(支流を含む。)、阿賀川のうち大川ダムの下流(支流を含む。)ただし、東京電力株式会社金川発電所の上流及び片門ダムの上流を除く。)、長瀬川(彦川との合流点から上流の部分に限る。)、真野川(支流を含む。)並びに福島県内の阿武隈川のうち信夫ダムの下流(支流を含む。)		—
水産物30種 ^{※7}	最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海域		—
牛の肉 ^{※8}	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。		—
イノシシの肉	全域		6市10町4村 ^{※9}
カルガモの肉	全域		—
キジの肉	全域		—
クマの肉	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、会津若松市、喜多方市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、楢葉町、矢祭町、塙町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鶴川村、北塩原村、湯川村、昭和村、楢枝岐村		—
ノウサギの肉	全域		—
ヤマドリの肉	全域		—

※1 田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る)、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字松木、原町区馬場字五台山、原町区馬場字猿橋、原町区馬場字篠葉原、原町区馬場字津洋及び原町区大字馬場と田畠の区域)、川俣町(山木座の区域に限る)、相馬町(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る)、荒町、飯舘村、飯舘村

*2 南相馬市（東京）が株式会社福井県・原町市・力石町・原町区から平成22年1月20日付で公表した「原町市内区域並びに原町市高倉町、原町市高倉字吹神、原町市高倉字七曲、原町市高倉字森、原町市高倉字木枯森、原町市馬場字五台山、原町市馬場字横川、原町市馬場字篠師原、原町市片吉字音原及び原町市片吉字原野」の現況調査報告書によれば、原町市山本町は「現存する」。

※福島県相馬市(平成24年3月10日付)指針による「特定大気汚染物質濃度基準超過区域」(以下「指定区域」とする)は、伊達市(平成25年5月7日付)指針による「設定期間内及び避難指示解除までの区域」に該当する。

除く区域に限る。)、大船町(平成24年11月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、双葉町(平成25年5月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、浪江町(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、川内村(平成24年3月30日付け指示により設定された居住制限区域及び難指解除準備区域に限る。)、庵原村(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)及び飯野村(平成24年6月15日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)

*6 福島県南相馬市(平成24年3月30日付)にて上記に設定された「居住区域」又は「避難指示解除準備区域」に限る。、川俣町(平成25年7月7日付け)にて上記に設定された「居住区域」又は「避難指示解除準備区域」に限る。、岩瀬町、富岡町(平成25年3月7日付け)にて上記に設定された「隔離困難区域」に限る。、大熊町(平成24年11月30日付)にて上記に設定された「隔離困難区域」に限る。、双葉町(平成25年3月7日付け)にて上記に設定された「隔離困難区域」に限る。、浪江町(平成25年3月7日付け)にて上記に設定された「隔離困難区域」に限る。、川内村(平成24年3月30日付)にて上記に設定された「居住区域」又は「避難指示解除準備区域」に限る。、裏見村(平成25年3月7日付け)にて上記に設定された「隔離困難区域」に限る。

※該館内(平成24年6月14日付指針による)設定された隔離困難区域を除く区域に限る。)

*68 佐賀県において飼育されている牛について、県外への移動（12ヶ月未満のものとの区分）及びと畜場への出荷を差し控えるよう要請

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等:平成27年5月11日現在

青森県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	青森市、十和田市、鰺ヶ沢町、階上町
岩手県		出荷制限
野菜類	原木クリタケ(露地栽培)	一関市、奥州市
	原木シイタケ(露地栽培)	釜石市、奥州市、金ヶ崎町、平泉町 大船渡市、遠野市、一関市、陸前高田市、花巻市、北上市、住田町、大槌町、山田町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。)
	原木ナメコ(露地栽培)	大船渡市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市
	キノコ類(野生のものに限る。)	大船渡市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市、金ヶ崎町、平泉町、住田町
	たけのこ	一関市、陸前高田市、奥州市
	こしあぶら	盛岡市、花巻市、北上市、遠野市、釜石市、奥州市、住田町
	ぜんまい	一関市、奥州市、住田町
	せり(野生のものに限る。)	一関市、奥州市
	わらび(野生のものに限る。)	一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市、平泉町
雑穀	大豆	一関市(旧磐清水村の区域に限る。)(ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される大豆を除く。)
水産物	クロダイ	最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	スズキ	
	イワナ(養殖を除く。)	磐井川(支流を含む。)及び砂鉄川(支流を含む。)
肉	牛の肉*	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。
	シカの肉	全域
	クマの肉	全域
	ヤマドリの肉	全域
宮城県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	石巻市、気仙沼市、白石市、名取市、角田市、栗原市、東松島市、蔵王町、七ヶ宿町、村田町、川崎町、丸森町、富谷町、大衡村、色麻町、加美町、南三陸町 仙台市、登米市、大崎市、大和町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。)
	たけのこ	栗原市、丸森町(旧耕野村、旧丸森町及び旧小斎村の区域を除く。)
	キノコ類(野生のものに限る。)	仙台市、栗原市、大崎市
	くさそてつ(こごみ)	気仙沼市、栗原市、大崎市、加美町
	こしあぶら	気仙沼市、登米市、栗原市、大崎市、七ヶ宿町、大和町、南三陸町
	ぜんまい	気仙沼市、大崎市、丸森町
	たらのめ(野生のものに限る。)	気仙沼市、栗原市、大崎市
穀類	米(平成25年産)	栗原市(旧沢辺村の区域に限る。)(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される米を除く。)
水産物	クロダイ	最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	スズキ	
	イワナ(養殖を除く。)	一迫川のうち花山ダムの上流(支流を含む。)、江合川のうち鳴子ダムの上流(支流を含む。)、碁石川のうち釜房ダムの上流(支流を含む。)、三迫川のうち栗駒ダムの上流(支流を含む。)、名取川のうち秋保大滝の上流(支流を含む。)、二迫川のうち荒砥沢ダムの上流(支流を含む。)、広瀬川(支流を含む。)及び松川(支流を含む。)。ただし、瀬川及びその支流並びに澄川4号堰堤の上流を除く。)
	アユ(養殖を除く。)	宮城県内の阿武隈川(支流を含む。)、白橋堰堤の上流を除く。)
	ヤマメ(養殖を除く。)	宮城県内の阿武隈川(支流を含む。)、七ヶ宿ダムの上流を除く。)
	ウゲイ	宮城県内の阿武隈川(支流を含む。)、七ヶ宿ダムの上流を除く。)及び同県内の北上川(支流を含む。)
肉	牛の肉*	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。
	イノシシの肉	全域
	クマの肉	全域
山形県		出荷制限
肉	クマの肉	全域
茨城県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	土浦市、ひたちなか市、守谷市、常陸大宮市、那珂市、行方市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、茨城町、阿見町
	原木シイタケ(施設栽培)	土浦市、鉾田市、茨城町
	たけのこ	石岡市、龍ヶ崎市、北茨城市、ひたちなか市、潮来市、鉾田市、小美玉市、茨城町、大洗町、利根町、東海村
	こしあぶら(野生のものに限る。)	日立市、常陸太田市、常陸大宮市
水産物	コモンカスペ	
	シロメバル	最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上茨城千葉両県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	スズキ	
	イシガレイ	最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、北緯36度38分の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	アメリカナマズ(養殖を除く。)	霞ヶ浦、北浦及び外浪逆浦並びにこれららの湖沼に流入する河川並びに常陸利根川
肉	ウナギ	茨城県内の利根川のうち境大橋の下流(支流を含む。)
	イノシシの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。)

* 当該県において飼養されている牛について、県外への移動(12月齢未満の牛のものを除く。)及び畜舎への出荷を差し控えるよう要請

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等:平成27年5月11日現在

栃木県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	宇都宮市、足利市、栃木市(旧岩舟町を除く。)、鹿沼市、真岡市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、上三川町、益子町、市貝町、壬生町、塩谷町、高根沢町、那須町 日光市、大田原市、茂木町、芳賀町、那珂川町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。)
	原木シイタケ(施設栽培)	壬生町、那須町 鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、芳賀町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)を除く。)
	原木クリタケ(露地栽培)	宇都宮市、足利市、佐野市、鹿沼市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、上三川町、茂木町、市貝町、芳賀町、壬生町、塩谷町、高根沢町
	原木ナメコ(露地栽培)	佐野市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須烏山市、益子町、茂木町、塩谷町、高根沢町
	キノコ類(野生のものに限る。)	鹿沼市、日光市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須烏山市、益子町、茂木町、塩谷町、那須町、那珂川町
	たけのこ	日光市、大田原市、矢板市、那須町 くさそてつ(こごみ)(野生のものに限る。) 大田原市、那須塩原市、那須町
	こしあぶら(野生のものに限る。)	宇都宮市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、茂木町、市貝町、塩谷町、高根沢町、那須町、那珂川町
	さんしょう(野生のものに限る。)	宇都宮市、日光市、大田原市、那須塩原市
	ぜんまい(野生のものに限る。)	鹿沼市、日光市、那須町
	たらのめ(野生のものに限る。)	宇都宮市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、市貝町、塩谷町、那須町
	わらび(野生のものに限る。)	宇都宮市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市
	クリ	大田原市、那須塩原市、那須町
	水産物	イワナ(養殖を除く。) 栃木県内の渡良瀬川のうち日光市足尾町内の区間(支流を含む。)
肉	牛の肉*	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。
	イノシシの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。
	シカの肉	全域

群馬県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	沼田市、安中市、長野原町、東吾妻町、みなかみ町、嬬恋村、高山村
水産物	イワナ(養殖を除く。)	吾妻川のうち岩島橋から東京電力株式会社佐久発電所吾妻川取水施設までの区間(支流を含む。)及び薄根川(支流を含む。)
	ヤマメ(養殖を除く。)	吾妻川のうち岩島橋から東京電力株式会社佐久発電所吾妻川取水施設までの区間(支流を含む。)
肉	イノシシの肉	全域
	クマの肉	全域
	シカの肉	全域
	ヤマドリの肉	全域

埼玉県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	鳩山町、ときがわ町、横瀬町、皆野町
千葉県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	千葉市、流山市、八千代市、我孫子市、印西市、白井市 佐倉市、君津市、富津市、山武市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。)
	原木シイタケ(施設栽培)	君津市、富津市、山武市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)を除く。)
	たけのこ	我孫子市、柏町
水産物	ギンブナ	手賀沼及び手賀沼に流入する河川(支流を含む。)並びに手賀川(支流を含む。)
	コイ	ウナギ
肉	イノシシの肉	千葉県内の利根川のうち境大橋の下流(支流を含む。ただし、印旛排水機場及び印旛水門の上流、両総用水第一揚水場の下流、八筋川、与田浦並びに与田浦川を除く。)

新潟県		出荷制限
肉	クマの肉	全域(佐渡市及び粟島浦村を除く。)

山梨県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	富士吉田市、富士河口湖町、鳴沢村
長野県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	小諸市、佐久市、小海町、軽井沢町、御代田町、南牧村、佐久穂町
	こしあぶら	長野市、中野市、軽井沢町、野沢温泉村
静岡県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	富士宮市、富士市、御殿場市、裾野市、小山町

* 当該県において飼養されている牛について、県外への移動(12月齢未満の牛のものを除く。)及び畜場への出荷を差し控えるよう要請

(参考資料2)

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績:平成27年5月11日現在

福島県		出荷制限
H23.3.21～:下記の地域以外。		
原乳	H23.3.21～4.16解除: 福島市、喜多方市、猪苗代町、三島町、会津美里町、下郷町、南会津町 H23.3.21～4.16解除: 福島市、二本松市、伊達市、喜多方市、国見町、大沢村、郡山市、須賀川市、田村市(旧都路町の区域を除く)、三春町、小野町、鏡石町、石川町、浅川町、平田村、古殿町、白河市、矢吹町、喜多方市 H23.3.21～4.16解除: 福島市、喜多方市、猪苗代町、三島町、会津美里町、下郷町、喜多方市、国見町、大沢村、郡山市、須賀川市、田村市(旧都路町の区域を除く)、三春町、小野町、鏡石町、石川町、浅川町、平田村、古殿町、白河市、矢吹町、喜多方市	
ホウレンソウ、カキナ	H23.3.21～:下記の地域以外。 H23.3.21～4.16解除: 白河市、いわき市、各町村、猪苗代町、喜多方市、郡山市、須賀川市 H23.3.21～5.11解除: 会津若松市、喜多方市、西会津町、猪苗代町、猪苗代町下郷、柳津町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塙原町、猪川村、昭和村、猪苗代村 H23.3.21～5.25解除: 新地町、相馬市、南相馬市、東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除むしに原町区高吉字助常、原町区高吉字吹屋常、原町区高吉字七曲、原町区高吉字森、原町区高吉字木 H23.3.21～6.1解除: 郡山市、喜多方市、天栄村、只見町、北塙原町、西会津町、会津坂下町、湯川村、柳津町、金山町、昭和村、猪川村、玉川村、広野町、猪苗代町、(東京電力福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除むしに原町区高吉字助常、原町区高吉字吹屋常、原町区高吉字七曲、原町区高吉字森、原町区高吉字木)	
非純性葉菜類(ホウレンソウ、コマツナ等)	H23.3.21～:下記の地域以外。 H23.3.21～6.23解除: 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町(山木産の区域を除く)、天栄村、只見町、南会津町、柳津町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塙原町、猪川村、昭和村、猪苗代村 H23.3.21～11.4解除: 広野町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く)。 H23.3.21～H23.3.29解除: 田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る)。 H23.3.21～H27.2.18解除: 猪苗代町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る)。	
その他すべて	H23.3.23～:下記の地域以外。 H23.3.23～6.1解除: 郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く)、猪苗代町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村 H23.3.23～6.23解除: 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町(山木産の区域を除く)、天栄村 H23.3.23～11.4解除: 広野町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く)。 H23.3.23～H25.3.29解除: 田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る)。 H23.3.21～H27.2.18解除: 猪苗代町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る)。	
鮒鮑性葉菜類(キャベツ等)	H23.3.23～:下記の地域以外。 H23.3.23～4.27解除: 会津若松市、喜多方市、西会津町、猪苗代町、猪苗代町下郷、柳津町、三島町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塙原町、猪川村、昭和村、猪苗代村 H23.3.23～5.4解除: 郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く)、いわき市、猪苗代町、石川町、浅川町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村 H23.3.23～5.11解除: 新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除むしに原町区高吉字助常、原町区高吉字七曲、原町区高吉字木 H23.3.23～5.25解除: 田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く)。 H23.3.21～H27.2.18解除: 猪苗代町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る)。	
アブラナ科の花茎類(ブロッコリー、カリフラワー等)	H23.3.23～:下記の地域以外。 H23.3.23～9.16解除: 会津若松市、猪苗代町、猪苗代町下郷、喜多方市、郡山市、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塙原町、猪川村、昭和村、猪苗代村、只見町 H23.3.23～6.15解除: 田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く)。 H23.3.23～H25.3.29解除: 田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る)。 H23.3.21～H27.2.18解除: 猪苗代町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る)。	
カブ	H23.3.23～:下記の地域以外。 H23.3.23～4.25解除: いわき市 H23.3.23～5.11解除: 郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く)、猪苗代町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村 H23.3.23～5.16解除: 田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く)、いわき市、猪苗代町、石川町、浅川町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村 H23.3.23～5.23解除: 田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く)。 H23.3.23～5.29解除: 田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く)。 H23.3.21～H27.2.18解除: 猪苗代町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る)。	
野菜類	H23.3.23～:下記の地域以外。 H23.3.23～4.25解除: いわき市 H23.3.23～5.11解除: 郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く)、猪苗代町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村 H23.3.23～5.16解除: 田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く)、いわき市、猪苗代町、石川町、浅川町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村 H23.3.23～5.23解除: 田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く)。 H23.3.23～5.29解除: 田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く)。 H23.3.21～H27.2.18解除: 猪苗代町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る)。	
木木したけ(露地栽培)	H23.3.23～:下記の地域以外。 H23.3.23～4.25解除: いわき市 H23.3.23～5.11解除: 木戸市 H23.3.23～5.16解除: 木戸市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く)。 H23.3.23～5.23解除: 木戸市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く)。 H23.3.21～H27.2.18解除: 木戸市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る)。	
原木(木のこ)	H23.3.23～:下記の地域以外。 H23.3.23～4.25解除: 伊達市、南相馬市、喜多方市、猪苗代町、大澤村、南会津町、猪苗代町、喜多方市、郡山市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る)。 H23.3.23～5.11解除: 伊達市 H23.3.23～5.16解除: 喜多方市 H23.3.23～5.23解除: 喜多方市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く)。 H23.3.21～H27.2.18解除: 喜多方市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る)。	
原木(木のこ)(露地栽培)	H23.3.23～:下記の地域以外。 H23.3.23～4.25解除: 木戸市 H23.3.23～5.11解除: 木戸市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く)。 H23.3.23～5.16解除: 木戸市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く)。 H23.3.21～H27.2.18解除: 木戸市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る)。	
キノコ類(野生のものに限る)	H23.3.23～:下記の地域以外。 H23.3.23～4.25解除: 木戸市 H23.3.23～5.11解除: 木戸市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く)。 H23.3.23～5.16解除: 木戸市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く)。 H23.3.21～H27.2.18解除: 木戸市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る)。	
たけのこ	H23.3.23～:下記の地域以外。 H23.3.23～4.25解除: 木戸市 H23.3.23～5.11解除: 木戸市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く)。 H23.3.23～5.16解除: 木戸市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く)。 H23.3.21～H27.2.18解除: 木戸市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る)。	
わさび(畠において栽培されたものに限る)	H24.4.1～: 伊達市、川俣町	
うど(野生のものに限る)	H24.5.14～: 福島市、猪苗代町、庄内町、喜多方市 H24.5.16～: 川内村	

*~~*****~~の箇所は、出荷制限の対象

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績:平成27年5月11日現在

△ **山内明成**の画風、山内明成の對照

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績:平成27年5月11日現在

福島県		出荷制限
米(平成26年度)	H26.3.20~: 福島県福島市(平成24年9月8日付け指示により指定された福島県福島市を除く区域に限る。)、川内町(平成25年8月7日付け指示により指定された福島県福島市を除く区域に限る。)、猪瀬町、高岡町(平成25年8月7日付け指示により指定された福島県福島市を除く区域に限る。)、双葉町(平成25年8月7日付け指示により指定された福島県福島市を除く区域に限る。)、大熊町(平成24年1月13日付け指示により指定された福島県福島市を除く区域に限る。)、浪江町(平成25年3月7日付け指示により指定された福島県福島市を除く区域に限る。)、川内村(平成24年6月1日付け指示により指定された福島県福島市を除く区域に限る。)及び原町村(平成24年6月1日付け指示により指定された福島県福島市を除く区域に限る。)及び郡村(平成24年6月1日付け指示により指定された福島県福島市を除く区域に限る。)及び郡村(平成24年6月1日付け指示により指定された福島県福島市を除く区域に限る。)	
米(平成27年度)	H27.3.20~: 福島県福島市(平成23年3月30日付け指示により指定された福島県福島市及び運搬指⽰福島市に限る。)、川内町(平成25年8月7日付け指⽰により指定された福島県福島市を除く区域に限る。)、猪瀬町、高岡町(平成25年8月7日付け指⽰により指定された福島県福島市を除く区域に限る。)、双葉町(平成25年8月7日付け指⽰により指定された福島県福島市を除く区域に限る。)、大熊町(平成25年3月7日付け指⽰により指定された福島県福島市を除く区域に限る。)、浪江町(平成25年3月7日付け指⽰により指定された福島県福島市を除く区域に限る。)、川内村(平成24年6月1日付け指⽰により指定された福島県福島市を除く区域に限る。)及び郡村(平成24年6月1日付け指⽰により指定された福島県福島市を除く区域に限る。)	
イカナゴの稚魚	H23.4.20~H24.6.22解除: 全域	
ヤマメ(稚魚を除く。)	H23.6.1~: 秋元町、猪瀬町及び小野川町瀬戸にこれらの中に入する河川、長瀬川(鶴川との合流点から上流の部分に限る。)及び福島県内の阿武隈川(支流水を含む。) H23.6.17~: 高岡町(支流水を含む。) H24.3.29~: 新田川(支流水を含む。) H24.3.29~: 大田川(支流水を含む。) H24.4.29~: 鶴川(支流水を除く。) H24.4.29~: 長瀬川(支流水を除く。) H24.4.29~: 鹿島代賀、鹿島代賀入水する河川(支流水を含む。ただし鶴川を除く。)及び日御川のうち東京電力株式会社金川発電所より上流(支流水を含む。) H24.4.29~H27.3.30解除: 在島町内の小野川(支流水を含む。)	
ウグイ	H23.4.17~: 高岡町(支流水を含む。) H24.3.27~: 阿武隈川のうち猪瀬ダムの下流(支流水を含む。) H24.4.29~: 大田川、福島県福島市から小野川町瀬戸にこれらの中に入する河川、長瀬川(鶴川との合流点から上流部分に限る。) H24.4.29~: 鹿島代賀、鹿島代賀入水する河川(支流水を含む。ただし鶴川のうち東京電力株式会社金川発電所より上流(支流水を含む。)) H24.10.1~: 福島県福島市から小野川町瀬戸にこれらの中に入する河川(支流水を含む。ただし日御川のうち東京電力株式会社金川発電所より上流(支流水を含む。))	
ウナギ	H23.6.21~: 阿武隈川のうち猪瀬ダムの上流(支流水を含む。)	
アユ(稚魚を除く。)	H23.6.21~: 阿武隈川のうち猪瀬ダムの上流(支流水を含む。)、高岡町(支流水を含む。)、新田川(支流水を含む。)	
イワナ(稚魚を除く。)	H24.4.12~: 鶴川(支流水を含む。) H24.4.24~: 秋元町、小野川町及び猪瀬町瀬戸にこれらの中に入する河川(支流水を含む。)、只見川のうち本名ダム下流(支流水を含む。)、長瀬川(鶴川との合流地点から上流の部分に限る。)及び日御川のうち東京電力株式会社金川発電所の下流(支流水を含む。)ただし、飯山ダムの上流を除く。) H24.5.31~H24.9.19解除: 錦町(支流水を含む。)	
コイ(稚魚を除く。)	H24.4.24~H26.8.25解除: 只見川のうち本名ダムから上りダムの間(支流水を含む。) H24.4.24~H26.12.11解除: 只見川のうち上りダムの下流(支流水を含む。) H24.4.24~H27.1.14解除: 日御川のうち東京電力株式会社金川発電所の下流(支流水を含む。)ただし、東山ダムの上流を除く。)	
ケムシジカ	H24.6.22~: 最大高潮時海岸線上宮城福島県界の正東の線、我が国他の経済水域の外縫綫、最大高潮時海岸線上福島安波海岸界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸界で囲まれた海域	
アカガレイ	H24.6.22~H26.10.9解除: 最大高潮時海岸線上宮城福島県界の正東の線、我が国他の経済水域の外縫綫、最大高潮時海岸線上福島安波海岸界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸界で囲まれた海域	
スカウタラ	H24.6.22~H25.12.17解除: 最大高潮時海岸線上宮城福島県界の正東の線、我が国他の経済水域の外縫綫、最大高潮時海岸線上福島安波海岸界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸界で囲まれた海域	
マグレイ	H24.6.22~H26.4.16解除: 最大高潮時海岸線上宮城福島県界の正東の線、我が国他の経済水域の外縫綫、最大高潮時海岸線上福島安波海岸界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸界で囲まれた海域	
サノリ	H24.7.19~: 最大高潮時海岸線上宮城福島県界の正東の線、我が国他の経済水域の外縫綫、最大高潮時海岸線上福島安波海岸界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸界で囲まれた海域	
ホシノガレイ	H24.7.22~H26.10.9解除: 最大高潮時海岸線上宮城福島県界の正東の線、我が国他の経済水域の外縫綫、最大高潮時海岸線上福島安波海岸界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸界で囲まれた海域	
シラコ	H24.6.22~H26.10.15解除: 最大高潮時海岸線上宮城福島県界の正東の線、我が国他の経済水域の外縫綫、最大高潮時海岸線上福島安波海岸界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸界で囲まれた海域	
カサゴ	H24.5.14~H26.7.19解除: 最大高潮時海岸線上宮城福島県界の正東の線、我が国他の経済水域の外縫綫、最大高潮時海岸線上福島安波海岸界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸界で囲まれた海域	
ユメノサゴ	H26.3.25~H26.5.28解除: 最大高潮時海岸線上宮城福島県界の正東の線、我が国他の経済水域の外縫綫、最大高潮時海岸線上福島安波海岸界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸界で囲まれた海域	
ホウボウ	H24.6.22~H26.7.19解除: 最大高潮時海岸線上宮城福島県界の正東の線、我が国他の経済水域の外縫綫、最大高潮時海岸線上福島安波海岸界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸界で囲まれた海域	
キタムラサキウニ	H26.6.22~H27.1.14解除: 最大高潮時海岸線上宮城福島県界の正東の線、我が国他の経済水域の外縫綫、最大高潮時海岸線上福島安波海岸界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸界で囲まれた海域	
マダラ	H24.6.22~H27.2.24解除: 最大高潮時海岸線上宮城福島県界の正東の線、我が国他の経済水域の外縫綫、最大高潮時海岸線上福島安波海岸界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸界で囲まれた海域	
ムシガレイ	H24.6.22~H27.2.24解除: 最大高潮時海岸線上宮城福島県界の正東の線、我が国他の経済水域の外縫綫、最大高潮時海岸線上福島安波海岸界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸界で囲まれた海域	
ニベ	H24.6.22~H27.4.24解除: 最大高潮時海岸線上宮城福島県界の正東の線、我が国他の経済水域の外縫綫、最大高潮時海岸線上福島安波海岸界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸界で囲まれた海域	
メイタガレイ	H24.6.22~H27.4.24解除: 最大高潮時海岸線上宮城福島県界の正東の線、我が国他の経済水域の外縫綫、最大高潮時海岸線上福島安波海岸界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸界で囲まれた海域	
牛の肉	H23.7.19~H23.8.1一部解禁: 金城(海の定めある出港・漁港糸舟にに基づき運営される出港施設の対象から除外。) H23.11.1~: 福島県、南相馬市、浜町、猪瀬町、宮城町、大熊町、東郷町、楢葉町、浪江町、新地町、川内村、蓮麻村、飯坂村	
イノシシの肉	H23.11.23~: 福島県、伊達市、猪瀬町、猪苗代町、石川町、楢葉町、浪江町、川内村、大熊町、東郷町、	
カルガモの肉	H25.1.20~: 会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、北塙原村、糸貫村、耶和村、下郷町、只見町、南会津町、猪俣村、	
キジの肉	H25.1.20~: 会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、北塙原村、糸貫村、耶和村、下郷町、只見町、南会津町、猪俣村、	
クマの肉	H23.12.2~: 猪苗代町、二本松市、伊達市、喜多方市、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、北塙原村、糸貫村、耶和村、下郷町、只見町、大玉村、天栄村、五井村、平野村、西田村、桑折村、中島村、豊川村	
ノゾサギの肉	H24.7.27~: 会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、北塙原村、糸貫村、耶和村、下郷町、只見町、南会津町、猪俣村、	
イマドリの肉	H26.1.20~: 会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、北塙原村、糸貫村、耶和村、下郷町、只見町、南会津町、猪俣村、	

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績:平成27年5月11日現在

青森県		出荷制限
農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.10.28~: 十和田市、黒石市 H24.10.30~: 青森市 H25.1.1~: 鹿角町
水産物	マダラ	H24.8.27~H24.10.31解除: 青森県東部尻屋崎灯台と北海道函館市恵山岬灯台とを結ぶ線、同線の中心点の正東の線、北海道えりも町襟裳岬灯台の正南の線、最大高潮時海岸線上青森岩手県界の正東の線及び青森県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
岩手県		出荷制限
野菜類	たけのこ	H24.8.31~: 一関市、奥州市 H26.4.2~: 鹿角市
	原木くりたけ(露地栽培)	H24.11.2~: 一関市、奥州市 H24.4.19~H27.4.10一部解除: 鹿角市、住田町
	原木しだい(露地栽培)	H24.4.20~H27.4.10一部解除: 大船渡市 H24.4.25~: 墓石市、奥州市、平泉町 H24.4.26~H27.4.10一部解除: 一関市、大船渡市 H24.4.7~: 金ヶ崎町 H24.5.7~H27.4.10一部解除: 通販市 H24.5.7~H28.10.1一部解除: 花巻市、北上市、山田町 H24.5.10~H28.4.8解除: 盛岡市
	原木なめこ(露地栽培)	H24.10.18~: 大船渡市、盛岡市 H24.10.23~: 鹿角市 H24.11.2~: 一関市、奥州市
	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.10.11~: 一関市、陸前高田市、平泉町 H24.10.18~: 墓石市 H24.10.29~: 奥州市 H24.11.7~: 大船渡市、金ヶ崎町 H26.10.9~: 住田町 H24.8.10~: 奥州市、花巻市 H24.8.14~: 盛岡市
	こしあぶら	H24.8.15~: 墓石市 H24.8.18~: 住田町 H26.8.9~: 北上市 H26.8.18~: 通販市
	せり(野生のものに限る。)	H24.8.30~: 一関市、奥州市
	せんまい	H24.8.18~: 一関市、奥州市
	わらび(野生のものに限る。)	H24.8.18~: 奥州市、陸前高田市 H25.5.17~: 一関市 H26.5.4~: 平泉町 H26.5.7~: 墓石市
	雜穀	H26.1.4~H25.2.4一部解除: 一関市(旧津輕村の区域に限る。) (県の定める出荷・検査方針に基づき管理される大豆は出荷制限の対象から除く。) H24.11.13~H26.4.11解除: 盛岡市(旧洪茂村の区域に限る。) (県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるソバは出荷制限の対象から除く。) H24.11.30~H26.4.11解除: 奥州市(旧衣川村の区域に限る。) (県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるソバは出荷制限の対象から除く。)
水産物	ズスキ	H24.10.26~: 最大高潮時海岸線上宮城福島兩県界の正東の線、我が国排他的經濟水域の外縫綫、最大高潮時海岸線上宮城福島兩県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	クロダイ	H24.11.8~: 最大高潮時海岸線上宮城福島兩県界の正東の線、我が国排他的經濟水域の外縫綫、最大高潮時海岸線上宮城福島兩県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	マダラ	H24.5.2~H25.1.17解除: 最大高潮時海岸線上宮城福島兩県界の正東の線、我が国排他的經濟水域の外縫綫、最大高潮時海岸線上宮城福島兩県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	ヒラメ	H25.8.4~H25.3.30解除: 最大高潮時海岸線上宮城福島兩県界の正東の線、我が国排他的經濟水域の外縫綫、宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた同市社鹿半島最大高潮時海岸線に至る線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた同市社鹿半島最大高潮時海岸線に至る線で囲まれた海域
	イワナ(稚魚を除く。)	H24.5.8~: 鶴井川(支流を含む。) 及び妙義川(支流を含む。)
	ウグイ	H24.5.11~H27.3.10解除: 岩手川内のうち上川のうち40kmダムの下流(支流を含む。)ただし、石根ダムの上流、石淵ダムの上流、御所ダムの上流、外山ダムの上流、田畠ダムの上流、網取ダムの上流、豊沢ダムの上流及び早瀬ダムの上流を除く。) H24.6.12~H26.7.31解除: 気仙川(支流を含む。) H24.5.11~H26.2.25解除: 大河内(支流を含む。)
肉	牛の肉	H23.8.1~H23.8.25一部解除: 金城(県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。)
	クマの肉	H24.8.10~: 金城
	シカの肉	H24.7.28~: 金城
	ヤマドリの肉	H24.10.22~: 金城
宮城県		出荷制限
野菜類	たけのこ	H24.5.1~H27.4.24解除: 白石市 H24.6.1~: 丸森町(下記の区域を除く。) H24.5.1~H26.4.17解除: 丸森町(旧新井村の区域に限る。) H24.5.1~H27.4.24解除: 丸森町(旧大舟町の区域に限る。) H24.6.22~: 葉原町
	原木しだい(露地栽培)	H24.1.18~: 白石市、角田市 H24.4.25~: 丸森町 H24.5.15~: 鹿島町 H24.5.18~: 住田町 H24.4.11~: 気仙沼市、南三陸町 H24.4.12~: 開田町 H24.4.19~: 石巻市 H24.4.20~H27.4.10一部解除: 大崎市
	こしあぶら	H24.4.23~H28.8.24一部解除: 集米市 H24.4.27~: 名取市、加美町 H24.4.27~: 川崎町、富谷町 H24.4.28~: 色南町 H24.4.10~: 七ヶ宿町 H24.5.18~: 大崎市 H24.4.27~H27.2.10一部解除: 仙台市 H24.5.7~H27.2.18一部解除: 大崎町
	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.10.18~: 葉原町、大崎市 H26.8.24~: 仙台市
	<さそてつ(ごみ)	H24.4.27~: 大崎市、葉原町 H24.5.2~: 加美町 H24.5.8~: 気仙沼市
	こしあぶら	H24.4.27~: 集米市、葉原町 H24.5.8~: 大崎市、南三陸町 H24.5.11~: 気仙沼市、七ヶ宿町 H24.5.7~: 大崎町 H24.5.11~: 気仙沼市、丸森町 H24.5.17~: 大崎町
	せんまい	H24.6.25~: 気仙沼市、葉原町、大崎市
	たらのめ(野生のものに限る。)	H24.6.25~: 気仙沼市、葉原町、大崎市
	雜穀	大豆 H25.1.4~H25.3.15一部解除: 葉原町(旧金田村の区域に限る。) (県の定める出荷・検査方針に基づき管理される大豆は出荷制限の対象から除く。) ~H26.5.19解除: 葉原町(旧金田村の区域に限る。) (県の定める出荷・検査方針に基づき管理される米は出荷制限の対象から除く。) 米(平成25年度) ソバ H26.3.1~: 葉原町(旧金田村の区域に限る。) (県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるソバは出荷制限の対象から除く。) H24.12.14~H26.2.25解除: 大崎市(旧一葉村の区域に限る。) (県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるソバは出荷制限の対象から除く。)
水産物	クロダイ	H24.8.28~: 宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国排他的經濟水域の外縫綫、最大高潮時海岸線上宮城福島兩県界の正東の線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた同市社鹿半島最大高潮時海岸線に至る線で囲まれた海域
	スズキ	H24.11.4~: 宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国排他的經濟水域の外縫綫、宮城県石巻市金華山頂上から正東の線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた同市社鹿半島最大高潮時海岸線に至る線で囲まれた海域
	ヒラメ	H24.4.12~: 宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国排他的經濟水域の外縫綫、宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた同市社鹿半島最大高潮時海岸線に至る線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた同市社鹿半島最大高潮時海岸線に至る線で囲まれた海域
	マダラ	H24.5.30~H25.4.1解除: 宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国排他的經濟水域の外縫綫、最大高潮時海岸線上宮城福島兩県界の正東の線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた同市社鹿半島最大高潮時海岸線に至る線で囲まれた海域
	ウグイ	H25.8.4~H25.8.30解除: 最大高潮時海岸線上宮城福島兩県界の正東の線、我が国排他的經濟水域の外縫綫、宮城県石巻市金華山頂上から正東の線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた同市社鹿半島最大高潮時海岸線に至る線で囲まれた海域
	ヒガシマグロ	H24.5.20~H25.4.1解除: 宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国排他的經濟水域の外縫綫、最大高潮時海岸線上宮城福島兩県界の正東の線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた同市社鹿半島最大高潮時海岸線に至る線で囲まれた海域
	マダラ	H24.5.2~H24.8.30解除: マダラ(1kgの重量が1kgのグラム未満のものに限る。) H24.5.2~H25.1.17解除: マダラ(1kgの重量が1kgのグラム以上のもの)
	ヒガシマグロ	H24.5.8~H26.2.18解除: 宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国排他的經濟水域の外縫綫、最大高潮時海岸線上宮城福島兩県界の正東の線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた同市社鹿半島最大高潮時海岸線に至る線で囲まれた海域
	アユ(稚魚を除く。)	H24.8.27~: 宮城県内の阿武隈川(支流を含む。ただし、七ヶ宿ダムの上遊を除く。) H25.6.27~H25.12.25解除: 宮城県内の阿武隈川(支流を含む。)のうち、白樺堰より上流の白石川(支流を含む。)
	ヤマメ(稚魚を除く。)	H24.4.20~: 宮城県内の阿武隈川(支流を含む。ただし、七ヶ宿ダムの上遊を除く。) H24.5.14~: 大崎町の大崎ダムより上流(支流を含む。)及び名取川の秋اء大湖の上流(支流を含む。) H24.5.24~: 三遊川のうち朝日ダムの上流(支流を含む。)及び鶴来川(支流を含む。)及び鳴瀬川のうち荒砥ダムの上流(支流を含む。) H24.5.28~: 江戸川のうち荒砥ダムの上流(支流を含む。)及び鳴瀬川のうち荒砥ダムの上流(支流を含む。)
	イワナ(稚魚を除く。)	H24.6.22~: 一遊川のうち荒砥ダムの上流(支流を含む。)及び鳴瀬川のうち荒砥ダムの上流(支流を含む。)
	ウグイ	H24.4.12~: 広瀬川(支流を含む。) H24.4.20~: 宮城県内の阿武隈川(支流を含む。)ただし、山元町、山元町
	牛の肉	H23.7.29~H23.9.15一部解除: 金城(県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。)
肉	イシシの肉	H24.8.22~: 角田町、丸森町、山元町 H24.8.25~: 金城(上記地名を除く。)
	ケマの肉	H24.8.25~: 金城

*の差所は、出荷制限の対象

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績:平成27年5月11日現在

* [REDACTED] の箇所は、出荷制限の対象

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績:平成27年5月11日現在

栃木県		出荷制限	
水産物	ヤマメ(稚稚を除く。)	H24.8.10～H25.1.23解除: 栃木県内の渡良瀬川のうち日光市足尾町内の区間(支流を含む)。ただし、庚申川との合流点から下流的部分に限る。) H24.9.10～H25.3.26解除: 永野川(支流を含む。)	
	イワナ(稚稚を除く。)	H24.6.20～H25.12.17解除: 栃木県内の渡良瀬川のうち日光市足尾町内の区間(支流を含む。) H26.5.30～：栃木県内の渡良瀬川のうち日光市足尾町内の区間(支流を含む。)	
	ウグイ(稚稚を除く。)	H24.5.7～H24.9.28解除: 大芦川(支流を含む。)ただし、荒井川及びその支流を除く。) H24.5.20～H25.4.25解除: 荒井川(支流を含む。)	
	牛の肉 イシジの肉 シカの肉	H23.8.2～H23.8.25：一部解除: 金城(県の定める出荷: 検査方針に基づき管理される牛を除く。) H23.12.2～H23.12.5：一部解除: 金城(県の定める出荷: 検査方針に基づき管理されるイシジの肉を除く。) H24.1.2～：金城	
その他	茶	H23.7.8～H24.6.1解除: 栃木市 H23.6.2～H25.3.26解除: 大田原市 H23.6.2～H25.5.31解除: 鹿沼市	
群馬県		出荷制限	
ホウレンソウ カキナ	H23.3.21～4.8解除: 全域 H23.3.21～4.8解除: 全域		
農産物 キノコ類(野生のものに限る。)	H24.9.25～：箱田市、東吾妻町、南牧村 H24.10.10～：高山村 H24.10.10～：安中市 H24.10.23～：高崎市 H24.11.18～：みなかみ町		
水産物	ヤマメ(稚稚を除く。)	H24.4.27～H24.11.9解除: 薄根川(支流を含む。) H24.4.27～H25.4.25解除: 小川川(支流を含む。)及び桃ノ木川(支流を含む。)	
	イワナ(稚稚を除く。)	H24.6.8～：吾妻川のうち船岡橋から東京電力株式会社佐久発電所吾妻川取水施設までの区間(支流を含む。) H24.6.8～H24.11.9解除: 烏川のうち川根橋の上流(支流を含む。)	
	イノシシの肉 クマの肉 シカの肉 ヤマドリの肉	H24.8.12～：海瀬川(支流を含む。) (H24.8.8～H25.8.28解除) H24.10.10～：金城 H24.11.10～：金城 H24.11.14～：金城 H25.1.23～：金城	
その他	茶	H23.6.30～H24.5.28解除: 桐生市 H23.6.30～H25.6.7解除: 津川市	
埼玉県		出荷制限	
農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.10.18～：秩父市、皆野町 H24.10.29～：ときがわ町 H24.11.3～： 海山町	
千葉県		出荷制限	
農産物	ホウレンソウ シメジ、チャンサイ、サンチュ ハゼリ セルリー	H23.4.4～4.22解除: 埼玉市、取手市、多古町 H23.4.4～4.22解除: 埼玉市 H23.4.4～4.22解除: 埼玉市 H23.4.4～4.22解除: 埼玉市	
	たけのこ	H24.4.5～H25.10.23解除: 市原市、木更津市 H24.4.8～：夷隅市、深谷市 H24.4.11～H27.1.22解除: 柏市、白井市 H24.4.11～H25.10.23解除: 八千代市 H24.4.12～H25.10.23解除: 船橋市 H24.4.18～H25.10.23解除: 芦山町	
	原木シイタケ(露地栽培)	H23.10.11～：夷隅市 H23.10.11～H23.10.14～：鶴ヶ島市 H23.11.15～：流山市 H23.12.22～H23.10.14～：鶴ヶ島市 H24.2.23～：印西市 H24.4.10～：白井市 H24.4.18～：千葉市、八千代市 H24.5.18～H24.5.19～：鶴ヶ島市 H24.11.14～H23.10.14～：鶴ヶ島市 H24.6.18～H24.5.19～：鶴ヶ島市 H24.11.14～H24.11.20～：鶴ヶ島市 H24.12.14～H23.10.14～：鶴ヶ島市	
	水産物	キンブナ コイ ワナギ	H24.7.19～：手賀沼及び手賀沼に流入する河川(支流を含む。)、手賀川(支流を含む。) H25.7.3～：手賀沼及び手賀沼に流入する河川(支流を含む。)、手賀川(支流を含む。)
	肉 イシジの肉	H26.11.12～：千葉県内の利根川のうち利根大橋の下流(支流を含む。ただし、印旛海水槽及び印旛水門の上流、両用水路一通水槽等の下流、八幡川、牛田浦並びに牛田浦川を除く。) H24.11.8～H25.1.18～：鶴ヶ島市 H23.6.2～9.7解除: 大網白里町 H23.7.4～H24.5.21解除: 勝浦市 H23.6.2～H24.5.25解除: 野田市、富里市、山武市 H23.6.2～H24.5.28解除: 野田市、富里市、山武市 H23.6.2～H25.5.13解除: 前田市	
	その他	茶	H23.6.2～H24.10.19解除: 湯河原町
新潟県		出荷制限	
農産物	肉 クマの肉	H24.11.5～：金城(佐渡市及び磐越西線を除く。)	
	山形県	出荷制限	
農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.10.24～：富士吉田市、富士河口湖町、鳴沢村	
長野県		出荷制限	
農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.9.20～：飯山市町、御代田町 H24.10.1～：小鹿町、南牧村 H24.10.11～：佐久市 H25.10.5～：小鹿町 H26.10.21～：佐久市	
	こしあぶら	H26.5.21～：美郷町、飯井沢町 H26.5.28～：中野市、野沢温泉村	
静岡県		出荷制限	
農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.11.5～：御殿場市、小山町 H25.10.3～：富士宮市、富士市 H26.10.7～：御殿場市	
	農産物 キノコ類(野生のものに限る。)		

* [] の箇所は、出荷制限の対象

(参考資料3)

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する摂取制限の指示の実績・平成27年5月11日現在

福島県	摂取制限
	<p>H23.3.23～下記の地域以外</p> <p>H23.3.23～5.4解除：白河市、いわき市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村</p> <p>H23.3.23～5.11解除：会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、檜枝岐村</p> <p>H23.3.23～5.25解除：新地町、相馬市、南相馬市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五合山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉篠岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。）</p> <p>非球形葉菜類（ホウレンソウ、コマツナ等）</p> <p>H23.3.23～6.1解除：郡山市、須賀川市、田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村</p> <p>H23.3.23～6.23解除：福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町（山木屋の区域を除く。）、大玉村</p> <p>H23.3.23～11.4解除：広野町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）</p> <p>H23.3.23～H25.3.29解除：田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）</p> <p>H23.3.21～H27.2.18解除：柏葉町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）</p>
	<p>H23.3.23～下記の地域以外</p> <p>H23.3.23～4.27解除：会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、檜枝岐村</p> <p>H23.3.23～5.4解除：郡山市、須賀川市、田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、いわき市、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村</p> <p>結球性葉菜類（キャベツ等）</p> <p>H23.3.23～5.11解除：福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町（山木屋の区域を除く。）、大玉村、白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村</p> <p>H23.3.23～5.25解除：新地町、相馬市、南相馬市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五合山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉篠岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。）</p> <p>野菜</p> <p>H23.3.23～10.28解除：広野町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）</p> <p>H23.3.23～H25.3.29解除：田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）</p> <p>H23.3.21～H27.2.18解除：柏葉町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）</p>
	<p>H23.3.23～下記の地域以外</p> <p>H23.3.23～4.27解除：白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村</p> <p>H23.3.23～5.4解除：いわき市</p> <p>H23.3.23～5.11解除：郡山市、須賀川市、田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村</p> <p>アブラナ科の花菜類（ブロッコリー、カリフラワー等）</p> <p>H23.3.23～5.18解除：会津若松市、磐梯町、猪苗代町、喜多方市、北塩原村、西会津町、会津美里町、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和村、南会津町、下郷町、檜枝岐村、只見町</p> <p>H23.3.23～6.15解除：新地町、相馬市、南相馬市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五合山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉篠岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。）、福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町（山木屋の区域を除く。）及び大玉村</p> <p>H23.3.23～10.28解除：広野町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）</p> <p>H23.3.23～H25.3.29解除：田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）</p> <p>H23.3.21～H27.2.18解除：柏葉町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）</p>
原木しいたけ（露地）	H23.4.13～：飯館村
キノコ類（野生のものに限る。）	H23.9.6～：棚倉町（※菌根菌に属する野生キノコに限る） H23.9.15～：いわき市、棚倉町 H23.9.20～：南相馬市
水産物	イカナゴの稚魚 ヤマメ（養殖を除く。）
肉	イノシシの肉

※■の箇所は摂取制限の対象